

令和4年度

労働基準法講座(初級編)

(公社)広島県労働基準協会

労働基準法を初めて学ぶ方を対象に、元労働基準監督官を講師としてわかりやすく説明します。

新たに「働くという経験を始めようとしている方」あるいは初めて「労働基準法を勉強してみたい方」のために、働くことに関する基本的なルールである労基法をわかりやすく学ぶ講座です。

「働き方改革」により **労働基準法が改正** されています。

労基法の内容を正しく理解することが、労務担当等の方・働く方の双方に必要です。

1 料金

受講料(税込) 会員 4,400円

一般 5,500円

テキスト 「労働基準法のポイント」

(テキスト代は受講料に含まれています。)

2 開催日及び会場

令和4年 6月14日(火)	広島市林業ビル	広島市中区上八丁堀 8-23
8月19日(金)	福山教習所	福山市瀬戸町山北 1-1
11月9日(水)	広島市林業ビル	広島市中区上八丁堀 8-23

開講：13:30 閉講：17:00(予定)

*都合により、会場や開講時間を変更させていただく場合がございます。

<お願いなど>

- (1) 定員になり次第、締め切りますのでお早めにお申し込みください。
- (2) 受講料は原則として払い戻ししませんので、欠席しないようにしてください。
- (3) 広島市林業ビルには無料駐車場・駐輪場はありません。
- (4) 福山教習所の駐車場は日常的に混雑しておりますので、できるだけ公共交通機関でご来場ください。
- (5) 自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。その際は受講者または事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。

3 お申し込み方法 (裏面の申込書にご記入のうえ、下の最寄り支部まで)

お申し込みは次の広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

◎広島中央支部(電話082-228-5475・FAX082-221-5045)
〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階

◎呉支部(電話0823-22-1359・FAX0823-22-1324)
〒737-0051 呉市中央3-8-21 大之木ダイモ本社ビル4階

◎福山支部(電話084-949-2022・FAX084-949-2034)
〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1

◎三原支部(電話0848-64-7600・FAX0848-64-7601)
〒723-0052 三原市皆実 1-26-1 able 皆実 102

◎尾道支部(電話0848-22-3432・FAX0848-22-3444)
〒722-0002 尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202

◎三次支部(電話0824-62-3945・FAX0824-62-3947)
〒728-0013 三次市十日市東 2-12-20 G・Tビル 101

◎広島北支部(電話082-814-2354・FAX082-815-5562)
〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45 木村ビル1階

◎府中支部(電話0847-45-5012・FAX0847-45-5012)
〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階

◎廿日市支部(電話0829-32-3851・FAX0829-32-3852)
〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26

不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください

